

さいたま市告示第242号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和元年6月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 武蔵浦和駅ビル

所在地 さいたま市南区別所七丁目12番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ジェイアール東日本都市開発

代表者氏名 代表取締役 出口 秀巳

住所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数	備考
建物西側平面駐車場	21台	第1駐車場
建物北側平面駐車場	28台	第2駐車場
計	49台	

(変更後)

位置	収容台数	備考
建物北東側平面駐車場	21台	第1駐車場
建物北側平面駐車場	28台	第2駐車場
計	49台	収容台数に変更はありません。

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
建物西側平面駐車場	午前9時00分～翌午前1時00分
建物北側平面駐車場	午前9時00分～午後10時00分

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
建物北東側平面駐車場	午前9時00分～翌午前1時00分
建物北側平面駐車場	午前9時00分～午後10時00分

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数	位置
建物西側平面駐車場 出入口	1箇所	第1駐車場東側
建物北側平面駐車場 出入口	1箇所	第2駐車場北側
計	2箇所	

(変更後)

区分	出入口の数	位置
建物北東側平面駐車場 出入口	1箇所	第1駐車場北側
建物北側平面駐車場 出入口	1箇所	第2駐車場北側
計	2箇所	

(4) 変更する年月日

令和元年12月27日

(5) 変更する理由

第1駐車場（建物西側平面駐車場）の営業終了を計画しているため。

2 届出年月日

平成31年4月26日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和元年6月18日から令和元年10月18日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和元年6月18日から令和元年10月18日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 0 4 8 (8 2 9) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 (8 2 9) 1 9 6 6